

奈良・藤原京右京五条四坊



- | | |
|-----------------|---|
| 所在地 | 奈良県橿原市小房町 |
| 調査期間 | 第一次 一九九一年(平3)一月～三月
第二次 一九九二年二月～一九九三年一月 |
| 発掘機関 | 橿原市教育委員会 |
| 調査担当者 | 竹田政敬 |
| 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 遺跡の年代 | 七世紀～十三世紀 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

今回の調査は「万葉ホール」(仮称)建設事業に伴う事前発掘調査

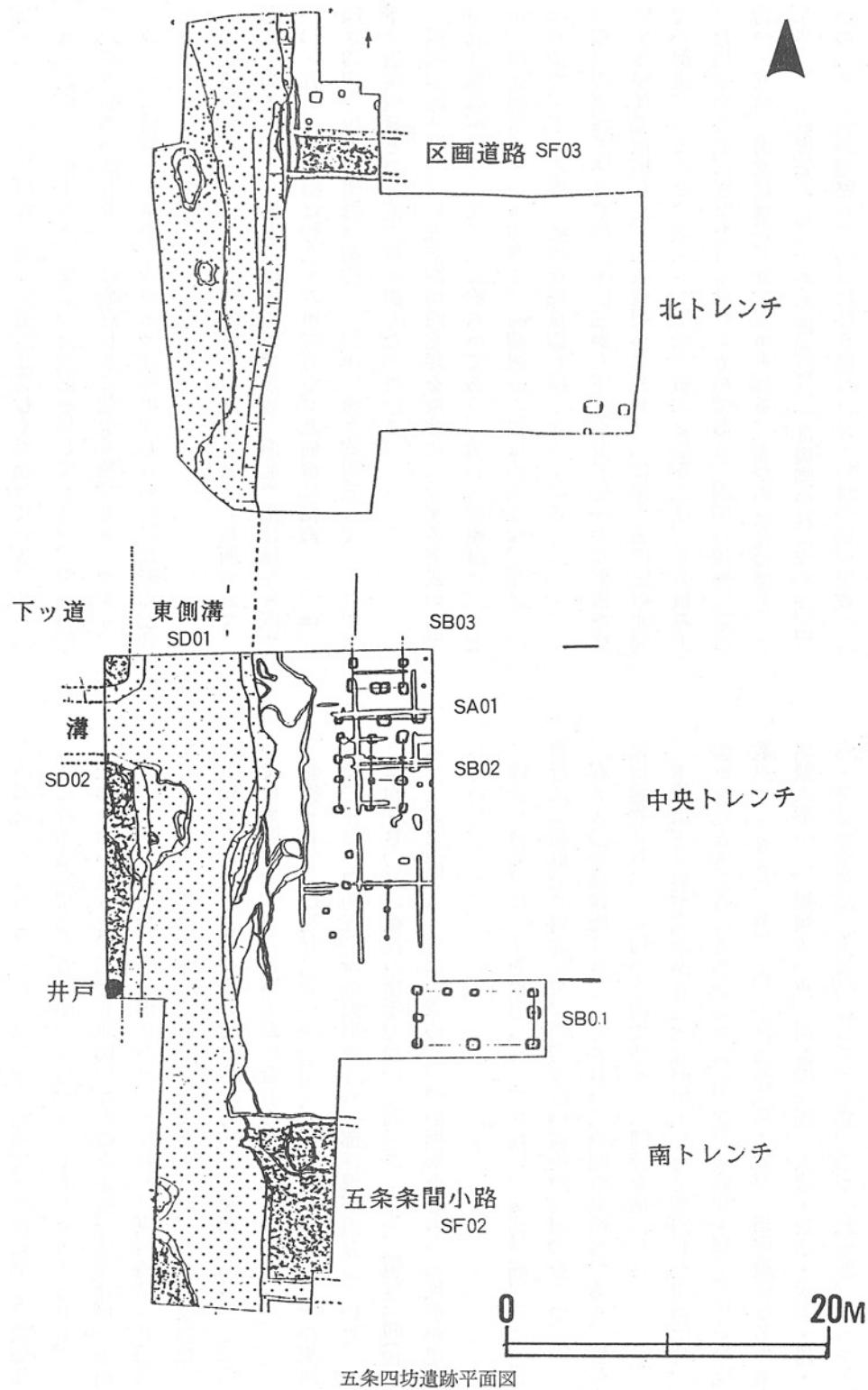
である。調査地は復原条坊によるところの藤原京右京五条四坊内にあたり、古代の幹線道路下ツ道(現代では国道一六九号線として吉野に至る県内の主要道路)に東面する位置であり、下ツ道と五条条間小路の交差点の検出が予想される場所である。

下ツ道についてはその東側溝が一九八八年奈良国立文化財研究所による七条四坊内の調査で検出されており、調査当初からその存在は確実視されていた。また、五条条間小路についても一九八七年奈良県立橿原考古学研究所と当市教育委員会が共同で実施した四条大田中遺跡(大藤原京右京五条五坊内)の調査区内に入っているのではないかとの議論があり、今回の調査はその可否を決定しうる地点として注目された。

調査の結果、藤原宮期の遺構としては下ツ道及びその東側溝、五条間小路、更に五条四坊西北坪内を南北に二等分したと考えられる東西に敷設された区画道路がある。そしてこれら道路と下ツ道とを結ぶ橋二脚、下ツ道に直交する溝一条、掘立柱建物三棟、柵列一條がある。

下ツ道SF〇一は中央から南トレンドにかけて東路肩一部を確認しただけで、路面幅は不明である。南北溝SD〇一はその東側溝である。検出長約八一m、幅は中央より北側にかけては氾濫のため不揃いであるが、遺存状況の良いところではほぼ七m前後に収まり、本来の幅は七m前後になると考えられる。深さは検出面より約八〇cm～一二〇cmを測り、北に向かうにつれて次第に深くなる。溝内堆積土は概ね四時期からなる。また、溝SD〇二は検出長は僅かに二mに留まるが、東側溝SD〇一から路面を横切るものである。幅約五m、深さは八〇cmを測り、流水は土層堆積状況から、西流してい

1992年出土の木簡



たと考えられる。両者の溝の堆積土は著しく異なっている。SD○一は大量の砂と粘土が入り交じった状況を呈しているが、溝SD○二は最下層の砂層を除いては砂混じりの粘土堆積である。つまり、SD○一は當時一定量の水量があったのに對しSD○二は濁んだ状態であったと推測できる。

五条条間小路SF○二は五条四坊を南北に二分する東西の路で、南北に側溝が伴う。検出長は約4mである。南北の幅は溝心々間で10・5m、路面幅は約9・6mである。北側溝は幅約110cm、深さ約40cm、南側溝は幅約120cm、深さ約45cmで、それぞれ下ツ道東側溝との合流点側が深くなっている。

五条条間小路SF○三は五条四坊西北坪を南北に二分する東西の路で、南北に側溝が伴う。検出長は約6mである。溝心々間距離は1・7m、路面幅は1・1mである。両側溝とも幅は約45cm、深さ30cm前後で、下ツ道東側溝の合流点側が深くなっている。

橋は両東西道路SF○二・○三から下ツ道SF○一の東側溝を横断する場所で検出した。五条条間小路SF○二に伴う橋は路の北側で一部遺存していた。逆「Y」字状に横木を積み上げ、その積み上げた横木の外側に板材を打ち付けたものである。護岸の規模は東西約1・5m、南北は遺存部分で3mを測る。護岸内には榛原石(室生火山岩)の基底石があり、その西側には一部橋脚の柱(径約20cm)がのこる。区画道路SF○三に伴う橋は丸材・角材の杭を無数に打

ち込んだものである。SF○三の西延長上で下ツ道東側溝を横切るようすに打ち込んであることから橋に関連するものと考えられる。

五条条間小路SF○二より北側の坪内には建物三棟及び塀一條がある。これら構造物は南部にかたよっており、東西道路SF○三までの間の北半部は空閑地であったのであろうか。また、建物はその主軸を下ツ道SF○一沿いで南北方向に、東西道路SF○二沿いでは東西方向、と各道路主軸に合わせ配置している。

建物SB○一は梁行二間(三・六m)、桁行四間(七・二m)の東西棟で、柱は一边約50cmの掘形をもち一部柱根が遺存していた。

建物SB○二は総柱の建物で梁行二間(三・九m)、桁行三間(四・八m)の南北棟で、柱は一边約60cmの掘形をもち一部柱根が遺存していた。

建物SB○三は一部を検出したにすぎない。梁行一間(三・二m)、桁行は二間以上の南北棟で、一边50cm前後の柱掘形をもつ。

塀SA○一は建物SB○二とSB○三の間の東西塀である。塀の軸は建物SB○一と同一方向である。二間分を検出した。

木筒は下ツ道東側溝から三七点が出土した。伴出した遺物には、藤原宮期と考えられる多量の土器(須恵器・土師器・竈)をはじめ硯数点(うち多彩釉一点)、瓦、木製容器(皿・曲物)、祭祀遺物として金属製人形一点、銅製鈴一点、素文鏡一面、人形・斎串・太刀・馬・鳥・舟等の木製品、土製品として、土馬、手づくね土器、ミニチュ

アの竈があり、やんに來紺箱の破片も含まれている。新しい時期の遺物として黒色土器、羽釜、甕、綠釉陶器、灰釉陶器、錢貨（神功開寶二点・隆平永宝五点・富寿神宝一点・長年大宝一点）がある。また、東側溝と東西溝との合流付近ではその最下層から人面墨画土器一点がうつ伏せの状態で出土した。その他、東西道路北側溝から小型海獸葡萄鏡一面と土師器片および瓦、区画道路の北側溝から土師器杯一点が出土した。

この他、下ツ道東側溝上面から延喜通宝一点、また、廢絶後路面に掘られた曲物の井戸の底より黒色土器皿一点と土師器皿片一点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

第一次調査では南トレンチと北トレンチ、第二次調査では中央トレンチの発掘調査が行なわれ、下ツ道東側溝から総計三七点の木簡が出土した。その内訳は、南トレンチ一一点、北トレンチ一七点、中央トレンチ八点である。

第一次調査で出土した木簡のうち、主要なものについては、木簡学会第一四回研究集会で報告した。第二次調査で出土した木簡については、奈良国立文化財研究所の橋本義則氏が釈読された。また第一次調査で出土した木簡に関しても、今回、橋本氏と和田の二人で再検討を加え、釈文を確定した。そのため昨年の研究集会で発表した釈文と若干相違するところもあるが、以下の釈文によられたい。

- | | |
|--|--|
| (1) 「▽七斗俵
(2) 「坂田□長岡里秦人□人□□」
(3) ×□評史」
(4) 「大□□□□□□」
(5) •×肆輪賀賢
恵悲宗賀□
•×卯倍阿何
長□心□
[貞カ]
(6) 「(符籙)今戌日死人」
(7) 「▽酒三升一□□」
(8) 「▽申□里奉出加山」 | 一 南トレンチ
(130)×27×4 039
(161)×17×4 051
(80)×14×2 059
(92)×(32)×2 081*
162×40×7 0111*
150×17×5 032 |
|--|--|

・「▽尔部□□□」

125×16×5 032 *

(9) 「▽不鞍河原□□□〔俵カ〕壹斤▽」

127×17×4 031 *

(10) 「鳥烏道背背□□□」

173×35×4 011

三 中央トレンチ

(11) 「(符籙)鬼急々如律令

(241)×45×4 019

(12) 「別君意伎万呂米一俵」

149×20×4 011

(13) 「▽石井前分贊阿治」

146×21×6 032

残っており、大原郷・長岡郷・横川駅家に秦氏、大原郷にはさらに秦人の分布が認められる。数量を「裏」で示すものに、玉類・裏飯などがある。

(3)は下端部を尖らせているので、文書木簡ではないだろう。伊場木簡に「□評史川前連」と記したものがある。『新撰姓氏録』に、評首・評連・郡忌寸・郡首がみえている。(2)と(3)は評制施行時の木簡である可能性が大きい。

(4)は長大な木簡で、裏面は天地逆に記す。表の一・三字目は、左側面が割られているので偏が不明。そのため読み切れないが、「甲皮」もしくは「伊波」の可能性がある。裏面の記載は、疫病流行などの事態と関わるものかもしれない。

(5)は習書木簡。表裏とも同筆で、優れた書風である。出典は未詳。

(6)は厚みのある呪符木簡。頭部は圭頭状ではなく、刀子でやや斜めに整形している。下端部も尖らせていない。裏面は樹皮をはいだままの状態で、未整形である。表の上端部分中央と「今」のすぐ下に、薄く朱がみえている。

符籙の下に、中央に大きく「今」と書く。「令」ではない。「今」の下に右側に寄せ、「戌日死人」と記す。「戌の日に死ぬる人」とでも読むのであろうか。現状では、(1)とともに、最古の呪符木簡である。後にもふれるように、下ッ道で行なわれた「死のケガレ」を京外へはらう臨時大祓などに用いたものか。

(1)の頭部は圭頭状である。物資の数量を「俵」で示す例として、

米・白米のほかに、柏(櫟)や大豆がある。

(2)の頭部は刀子で整形を加え、やや円みをもたせている。三字目は「評」の可能性が大きい。しかし第一画や旁からすると、「郡」である可能性も少しは残っている。

『和名抄』に近江国坂田郡長岡郷がみえ、滋賀県山東町長岡付近にあたる。平安初期に作成された坂田郡関係の土地売買券文が数点

(7)は腐食が甚しく、また墨痕も薄い。

(8)は申□里(申間里か)からの貢進物付札。裏面の釈文が定まらないため、内容を的確に把握しがたい。表の「出加山」の三字は墨色が濃い。「奉」まで一旦書いて、筆に墨を含ませ、「出加山」と書き出したとみてよい。また「奉」と「出」の間隔は、他と比べるとやや空いている。こうした観察所見からすると、「申間里奉る。」と読みべきかと思われる。七世紀代の金石文では、「仕奉」「敬奉」「作奉」など、動詞に「奉」を添える敬語表現が一般的である。『法王帝説』には「奉渡」とする事例が例外的にみえるので、「出し加へ奉る」と読めなくはないが、その場合には墨色に問題を残すし、「奉る」と持つて回った表現となり、疑点がある。

『和名抄』やその他の史料によつても、申間里に該当する地名は見当らない。裏面の「尔部」についても未詳であるが、藤原宮木簡に「大尔□」の事例があつて、部と反はともに「へ」の甲類であることから、「尔部」を贊とすることが可能だろう。そうすると、「出加山贊」となり、申間里から貢進された「出加山の贊」の意と解されるが、断定の限りではない。

(9)は上下端に切り込みのある○三一型式で、(8)とは形式を異にすが、法量や書体には共通したものが感じられる。「不鞍河原」の

四字は墨痕明瞭であるが、「鞍」の読みが通らない。『大漢和辞典』にも「鞍」はみえない。音符「爰」がつく俊・峻・悛・浚・邃・竣・駿・駿などはいずれも「シヨン」で、鞍も同様かと思われるが、万葉仮名に音符「爰」のつく漢字はみえない。

ただ旁に「常」を用いた瑞・端・鎧の吳音は「ジヨウ」であり、鞍を「ジ」に宛てた可能性が残る。類例に「盡」がある。「盡」の吳音は「ジン」で、「東国不盡河邊人大生部多」(皇極紀三年七月条)や、「不盡山」(『万葉集』卷三一三一七・三一九)では「ジ」と読ませている。そのほか『万葉集』では富士(山)を、不自・布自・布仕・布士・布時などと表記している。

『日本書紀』に、川原(飛鳥)――、川辺(迹太)――、河辺(飛鳥)――、飛鳥寺西――、阿斗――、廬杵――、不盡――などの表現が散見する。

(9)は不鞍河原で産出した物品一斤につけた貢進物付札で、人名や里名など、貢進主体を記さないのが特異である。天武・持統朝に山野や海を禁所とした事例がみえている。富士川下流域のように、流路が安定せず広大な河原を形成していた場所についても、その所有権や歴史的背景を考究する必要があるだろう。

(10)は習書木簡で、四字目から下は墨で薄く消している。『日本靈異記』中巻第二話にみえる鳥の邪淫をめぐる説話が想起される。

(11)は符籙と呪句「急々如律令」を記した最古の呪符木簡である。上端部はやや圭頭状に整形されている。遺構面に突き刺された状態

で検出された。もともと下端部を尖らせ、下ツ道東側溝の川辺で行なわれた祭祀に用いられたものとみてよい。符籙は、「日」四字を行に書き、その下に「屍」、「日」を横に三字、鬼を書く。

(12)は切り込みがない。別君意伎麻呂は初見。

(13)の「石井」は氏の名としての例はないので、地名かと思われる。『和名抄』に石井郷は、河内国讚良郡、摂津国武庫郡、山城国紀伊郡、安房国平群郡、下総国猿嶋郡、同海上郡、上野国碓氷郡、因幡国巨濃郡、伊与国周敷郡、同越智郡、同久米郡、豊後国日田郡にみえる。贊の阿治(鱗)に付けられた貢進物付札だから、石井は摂津国武庫郡石井郷の地か。持統三年八月に、摂津国武庫海一千歩内を禁所とし、守護人を置いている。「前分」は未詳。前後一回に分けて貢進した意か。裏面の切り込み部分に、紐の痕跡がある。

そのほか木簡ではないが、長さ二五・四cm、幅五・五cmで、上端部を半円形に整形した板材に、胡人かと思われる人物像を描いたものがある。

木簡のほぼ半数は付札や貢進物付札であり、習書木簡に達筆なものがあること、「佑」「神家」と記した墨書き器も出土していることから、藤原京右京五条四坊の下ツ道に面した一帯に官衙や貴族の邸宅が存在していたことをうかがわせる。

さらに多量の木製祭祀具(人形・畜串・馬形・鳥形・舟形・剣形など)や祭祀用の土器、(6)(1)の呪符木簡、金属製の人形、夾紵箱などが出

土している。これらの遺物は、七世紀末葉に下ツ道で国家的規模の臨時大祓や道饗祭が行なわれたことを示している。

六月と十二月の晦日に、朱雀門外で大祓が行なわれた。それに対し、即位式や大嘗祭に先立つて、また疫病流行や大災害に際して実施された臨時大祓は、京極大路を舞台としていた可能性が大きい。疫病神が京内に侵入せぬよう、大祓と同日に道饗祭が京城四隅の道のほとりで行なわれた。長岡京では、右京五条の西京極に接した西山田遺跡で多量の祭祀遺物が検出されているので、臨時大祓や道饗祭は京城四隅に限定されることなく、京極大路で行なわれていたとみてよい。藤原京では下ツ道がそうした祭場の一つであった。

金属製人形や夾紵箱も注意される。大祓の当日、内裏では天皇、皇后、皇太子らが金属製の人形や荒世^{あらよ}・和世^{ひよ}と称する服にケガレを移し、河に流す御贍^{みあが}が行なわれた。大祓には木製の人形を用いるのに対し、御贍では金属製人形を用いる。下ツ道の東側溝は幅七mもあって、今回の調査地点から北流し、すぐ飛鳥川に注いでいた。金属製人形と荒世・和世を納めたかと思われる夾紵箱が検出されたことは、下ツ道とその東側溝が祭場であったことを示している。

藤原京造営の際の諸祭祀に関わる要素も指摘できる。調査地点の西側に下ツ道があり、その西方域は四条遺跡である。天武朝に新城の造営事業が開始された際、この地域に所在した数基の五世紀から六世紀代の古墳を削平して、整地を行なった事実が判明している。

